

令和6年6月7日

法務大臣
小泉 龍司 殿

出入国在留管理行政の適正な実施に向けた要望

自民党「出入国在留管理業務の適正運用を支援する議員連盟」
会長 柴山昌彦

少子高齢化が進む我が国では、2040年までに生産年齢人口が1200万人減少する見込みであり、外国人材を適正な出入国在留管理のもとで確保し、人材不足に対応する必要がある。

このため政府は技能実習制度を発展的に解消し、人手不足分野における人材の育成と確保に向け、「育成就労制度」の創設等を行う法案を令和6年3月15日、国会に提出した。同29日には、特定技能制度の対象分野に4分野を追加し、向こう5年間の特定技能外国人の受入れ見込数の総数を82万人に拡大することを決定している。現在、「特定技能」の在留資格で在留する者の数は約20万人であり、5年後には現在よりも60万人程度が増加する可能性がある(注1)。

また、在留外国人数は令和5年12月末時点で過去最高の約341万人であった。この数は前年と比べて30万人(10%)以上増加した。同じペースで増加し続けた場合、在留外国人数は、5年後には合計で540万人以上、現在の約1.6倍となる。

加えて、外国人入国者数も、新型コロナウイルス感染症前の平成31年1月～3月の間と比べ、令和6年1月～3月の間は、約62万人(7.7%)増加し、約866万人(速報値)となった。このペースが続けば本年の外国人入国者数も過去最高となる。

外国人材の受入れ拡大は適正な出入国在留管理とセットでなければならない。育成就労制度や特定技能制度による外国人材の受入れにより、その往来に伴う

事前審査、入国後の支援実施等の業務は急増する。また、多くの特定技能外国人が永住許可申請をしていくことも想定され、そのためには厳格な審査体制を十分整えておくことが欠かせない。さらに、在留外国人によるルール違反が生じた場合への対応や、送還忌避・長期収容に関する令和5年改正入管法を効果的に活用できる体制も求められる。

これらを踏まえると入管職員・予算については5年後に1.6倍に増加しうる在留外国人数と比例して確保することが不可欠である。具体的には、5年後には現在の職員数・予算の1.6倍である約1万人以上の職員と450億円以上の予算（物件費）が必要となると考えられる。加えて、職員の処遇に関して、業務量や職責の拡大に見合う級別定数等を適切に措置すべきである（注2）。

規律ある、外国人材の受入れ拡大により、社会の安定が確保されるとともに人手不足が解消される。電子渡航認証制度等の活用により、業務のDX化や効率化を図るのは当然であるが、人的な基盤強化により万全の態勢を確保しなければならないことから、上記の措置を政府に求める。

以上

注1) 育成就労制度でどれくらいの規模の非熟練労働者を受け入れるかは定かではないが、現行と同程度の規模の特定技能外国人（約20万人）が在留していることを前提に、毎年、①技能実習から特定技能1号への移行（令和4年度は4万人程度）と試験ルートによる移行がこれまでの水準で継続し、②これまで技能実習2号から3号に移行していた者（同2.6万人程度）や帰国していた者（同3.3万人程度）等が特定技能に移行していくと仮定すると、5年後には82万人の上限に至る可能性が十分にある。

注2) 令和6年度末の級別定数では、地方出入国在留管理官署の指定職俸給表、行政職俸給表（一）が適用される職員のうち、行政職俸給表（一）6級以上の占める割合は2.9%であり、公安職俸給表（一）が適用される職員のうち、7級（行政職俸給表（一）6級相当）以上の占める割合は1.8%である